

00559

00228

<b>規則</b>	
<b>第十九條 鳥取縣規則第十六號</b>	
<b>昭和二十二年八月十五日</b>	
<b>第千八百三十四號 金曜日</b>	
<b>示</b>	
<b>鳥取縣知事 西 尾 愛 治</b>	
<b>第十九條 運轉免許車輛検査等ノ手數料ハ左ノ通トス</b>	
<b>一 運轉免許試験手數料 金三十圓</b>	
<b>二 運轉免許試験一部省略ニ對スル手數料 金十五圓</b>	
<b>三 運轉免許學科再試験手數料 金十五圓</b>	
<b>四 運轉免許證交附手數料 金十五圓</b>	
<b>五 運轉免許證再交付手數料 金十五圓</b>	
<b>六 普通自動車登録交附手數料 金十五圓</b>	
<b>七 特殊自動車登録交附手數料 金十五圓</b>	
<b>四、昭和二十二年八月十五日より 一、同昭和二十二年八月十六日より 年八月二十一日まで</b>	
<b>鳥取縣知事 西 尾 愛 治</b>	

本章ノ大キサハ法定規則アリ

昭和二十二年關令内務省令第一號第八條第二項の規定により鳥取縣東伯郡倉吉町長並に同縣同郡旭村長の候補者につき覽書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月十五日

八 小型自動車登録證交附手數料一臺ニ附 金十圓  
 九 自動車登録證再交付手數料一臺ニ附 金十圓  
 附 則

この規則は昭和二十二年七月十四日からこれを施行する。

昭和二十二年八月十五日

告

示

◇鳥取縣告示第三百四十九號

昭和二十二年關令内務省令第一號第八條第二項の規定により鳥取縣東伯郡倉吉町長並に同縣同郡旭村長の候補者につき覽書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月十五日

告

示

◇鳥取縣知事 西 尾 愛 治

△鳥取縣告示第三百五十一號  
助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 同

本籍地 氣高郡神戸村大字岩垣西七七

現住所及開業地 同

昭和二十二年八月八日第一、二〇三號

淺

田 時

大正十五年六月一日生

本籍地 大阪市東區東阪町四六四

現住所及開業地 米子市糺町二丁目二五岡空醫院方

昭和二十二年八月八日第一、二〇四號

今

泉 夏 子

明治四十四年七月一日生

△鳥取縣告示第三百五十一號

鳥取縣裝蹄師會にたいし削蹄及び裝蹄料金改正の件を次

のよう認可した。

昭和二十二年八月十五日

馬 裝蹄料 (一頭二付) 畜常蹄鐵 金貳百四拾圓  
同 (同) 氷上蹄鐵 金參百圓  
競走蹄鐵 金參百圓

備考一、鞍馬及び特種の技術を要するものは別に相當の  
料金を申受けができる。  
二、古蹄鐵再用の場合は右料金から六拾圓を差引いた額とする。

削蹄料 (同)

同 (同)

金五拾圓

料金を申受けができる。

二、古蹄鐵再用の場合は右料金から六拾圓を差引いた額とする。

△鳥取縣告示第三百五十二號

農林水產業調查員を次のように任免した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 同

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

長岡 健二 山口 重治 氣高郡勝谷村 昭和二十二年七月十九日

今本 克巳 鈴木 勳 同 同

前田 辰巳 三ツ田友藏 東伯郡東郷村 同七月十五日

山本 勳 山本 政春 岩美郡宇倍野村 同八月二日

小谷 岩松 中野 浅藏 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

生田 正雄 米谷幸太郎 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

廣富 重臣 廣富 俊雄 氣高郡中郷村 同七月二十六日

山本 勳 山本 政春 岩美郡宇倍野村 同八月二日

小谷 岩松 中野 浅藏 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

佐々木久治 宮川 初治 同 同

福田 昌實 森 正道 同 同

森 輝美 林 繁雄 同 同

△鳥取縣告示第三百五十三號  
助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年八月十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
同

本籍地 東伯郡上北條村大字大塚二二ノ二

月七日助産婦名簿より取消す

昭和二十二年八月六日死亡により昭和二十二年八月

本籍地 東伯郡上北條村大字大塚二二ノ二

同

明治八年二月十四日生

同

同

同

△鳥取縣告示第三百五十四號  
助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年八月十五日

(第三種郵便物認可)

◆鳥取縣告示第三百五十四號  
昭和二十二年七月十六日附米川普通水利組合管理者及  
新開川普通水利組合管理者を次のように變更した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣事務吏員 山 本 傳 藏

米川普通水利組合管理者を解く

新開川普通水利組合管理者を解く

鳥取縣事務吏員 横山 田 伊三郎

米川普通水利組合管理者を命ずる

鳥取縣事務吏員 横山 田 伊三郎

新開川普通水利組合管理者を命ずる

鳥取縣事務吏員 横山 田 伊三郎

米川普通水利組合管理者を命ずる

科醫師たる保険醫を次のように指定した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣事務吏員 山 本 傳 藏

米子市錦町一丁目一五〇 小川弘之 昭和二十二年八月十四日

東伯郡赤崎町大字赤崎 平田正義 同

同 一七一四

### 選舉告示

農地調整法施行令第四十三條に於て準用する第二十條の規定により鳥取縣農地委員會委員、第一區、第二區選舉區に於ける繩上補充の選舉會を次のように開催する。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一選舉區繩上補充選舉會

場所 岩美地方事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第二選舉區繩上補充選舉會

場所 西伯地方事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第三選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第四選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第五選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第六選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第七選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第八選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第九選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第十選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第十一選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

第十二選舉區繩上補充選舉會

場所 鳥取縣農地委員會事務所 日時 昭和二十二年八月二十日午前九時